

青森県報

第三百五十五号

令和三年
九月三日
(金曜日)

目次

規則

- 行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一
 - 青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民生生活文化課) ……一
 - 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……二
 - 青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
 - 青森県港湾法第五十六条に関する施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 告 示
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……三
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生生活文化課) ……四

規

則

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十五号

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第三項中「主宰者は、」を削り、「」に「」には、「」に、「記載するとともに、これに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十六号

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則(平成二十七年五月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、

「4 氏名を田舎する場合においては、姓田を省略することができる。」を削る。

第三号様式中「代表者氏名

⑤」を

「に改め、同様式の(備考)の3を削る。

第五号様式中「氏名

⑥」を

「に改める。

第六号様式中「代表者氏名

⑦」を

「に改め、同様式の(備考)の4を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十七号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉑」を「」に、「から許可していただくよう申請します」を「ので、青森空港条例第3条第2項の規定による許可の申請をします」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二号様式中「(法人にあつては、名)を(法人にあつては、名)に(称及び代表者の氏名)を(称及び代表者の氏名)に

「から許可していただくよう申請します」を「ので、青森空港条例第5条第1項ただし書の規定による許可の申請をします」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第三号様式中「㉒」を「」に、「から許可していただくよう申請します」を「ので、青森空港条例第13条第1項の規定による許可の申請をします」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第四号様式中「㉓」を「」に、「から許可していただくよう申請します」を「ので、青森空港条例第14条第1項の規定による許可の申請をします」に改め、同

様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第五号様式中「㉔」を「」に、「に」を「のとなり」に、「から」を「ので、青森空港条例施行規則第9条の規定により」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第六号様式中「㉕」を「」に、「に」を「のとなり」に、「から」を「ので、青森空港条例施行規則第11条の規定により」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十八号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉖」を「」に改め、同様式の注中2を削り、3を2とする。
第二号様式中「㉗」を「」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第三号様式中「㉘」を「」に改め、同様式の注中2を削り、3を2とする。

第四号様式及び第五号様式中「㉙」を「」に、「に」を「のとなり」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改め、
第六号様式から第十二号様式までの規定中「㉚」を「」に、「に」を「のとなり」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」

「2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改める。
 第十三号様式から第十六号様式までの規定中「㊦」を「」に、
 「注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」を

「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県港湾法第五十六条に関する施行細則の一部を改正する規則をここに公布す
 る。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十九号

青森県港湾法第五十六条に関する施行細則の一部を改正する規則

青森県港湾法第五十六条に関する施行細則（平成十二年三月青森県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

- 第一号様式から第三号様式までの規定中「㊦」を「」に、
- 「2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」を
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」を
- 「2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定居宅サービス事業者 | | 居宅サービスの種類 | | 居宅サービス事業を行う所 | | 指定年月日 |
|--------------------|----------------|---------------------------|----------------|---------------------------|----------------|----------|
| 名称又は名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| バンドーウエルフェアグループ株式会社 | 弘前市大字西城北二丁目六の三 | バンドーウエルフェアグループ株式会社訪問看護事業部 | 弘前市大字西城北二丁目六の三 | バンドーウエルフェアグループ株式会社訪問看護事業部 | 弘前市大字西城北二丁目六の三 | 令和三年九月五日 |
| 株式会社ライフアリー | 黒石市大字浅瀬石字扇田三七九 | 訪問看護 | 黒石市大字浅瀬石字扇田三七九 | 株式会社訪問看護事業部 | 黒石市大字浅瀬石字扇田三七九 | 令和三年九月五日 |

青森県告示第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定介護予防サービス事業者 | | 介護予防サービスの種類 | | 介護予防サービス事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|--------------------|----------------|---------------------------|----------------|---------------------------|----------------|----------|
| 名称又は名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | |
| バンドーウエルフェアグループ株式会社 | 弘前市大字西城北二丁目六の三 | バンドーウエルフェアグループ株式会社訪問看護事業部 | 弘前市大字西城北二丁目六の三 | バンドーウエルフェアグループ株式会社訪問看護事業部 | 弘前市大字西城北二丁目六の三 | 令和三年九月五日 |

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和三年八月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人難病心身障がい児者を支えるみなのかい

三 代表者の氏名

駒井 優子

四 主たる事務所の所在地

平川市中佐渡南田十八の二

五 定款に記載された目的

この法人は、難病心身障がい児者やその関係者を支援する事業及びこれらの障がいに関する正しい知識を普及する事業を行い、障がい者が安心して暮らせる環境、地域をつくることを目的とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円